



国土交通省

東北運輸局福島運輸支局
プレスリリース

《発表記者会：福島県政記者クラブ》

平成30年6月22日
国土交通省 東北運輸局 福島運輸支局

福島市の一般乗合旅客自動車運送事業者に対し 輸送施設の使用停止の処分書を交付しました。

平成29年12月27日、平成30年2月2日の両日に東北運輸局福島運輸支局が一般乗合旅客自動車運送事業者に対し監査を実施したところ、道路運送法及び関係法令に違反している事実が認められたため、東北運輸局長は下記のとおり行政処分書を交付しましたのでお知らせします。

記

- 行政処分書等の交付年月日
交付年月日：平成30年6月22日
- 行政処分等対象事業者及び営業所
事業者：福島交通株式会社 代表取締役 武藤 泰典
(法人番号：9380001001389)
福島県福島市東浜町7番8号
営業所：福島支社
福島県福島市東浜町7
- 行政処分等年月日
平成30年6月13日
- 行政処分等の概要
 - 事業用自動車の使用停止処分
平成30年6月22日から平成30年6月25日まで（6両×4日間停止）
平成30年6月22日から平成30年6月24日まで（2両×3日間停止）
- 違反の概要
 - 事業用自動車の使用停止処分
 - 事業計画の定めるところに従わずに業務を行っていた。
・事業計画で定めている自動車車庫以外の場所に事業用自動車を留置していた。
(道路運送法第16条第1項)
 - 輸送の安全及び旅客の利便を確保するための国土交通省令で定める事項を遵守していなかった。
(道路運送法第27条第3項)
 - 乗務の前後の点呼を実施していなかった。
(旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項)

《問い合わせ先》

東北運輸局 福島運輸支局 輸送・監査部門

担当：及川

Tel：024-546-0345

音声ガイダンス「3」